平成２８年（フ）第３７６号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2349番地６、前本店所在地熊本県菊池郡菊陽町沖野４丁目18番48号
債務者　有限会社興成産業
代表者取締役　成房　史浩
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　破産債権の届出期間　平成28年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月12日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市大浜町２丁目53番地
債務者　ショートク株式会社
代表者代表取締役　平山　清則
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後２時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８４号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
債務者　株式会社谷崎建具
代表者代表取締役　谷﨑　廣満
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金弘　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２６号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目１番13号
債務者　株式会社一友電設
代表者代表取締役　松田　　一
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　篤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後２時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５６４号
宮城県富谷市成田４丁目19番地９オフィス１
債務者　有限会社エスジーエム
代表者取締役　志賀　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時45分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
福岡県柳川市三橋町高畑84番地１
債務者　株式会社フルライフサポート
代表者代表取締役　渕上千恵子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　義浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後２時
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
福岡県春日市春日原北町３丁目58番地１
債務者　株式会社Ｎ’ｓ
代表者代表取締役　野村真一郎
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７５６号
北海道千歳市住吉３丁目４番17号　グランディール１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地北海道千歳市長都駅前５丁目２番９号
債務者　株式会社パートナーホーム
代表者代表取締役　太田知与比
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６０号
北海道石狩市花川北３条６丁目59番地
債務者　株式会社タイキ建装
代表者代表取締役　工藤　智也
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７４号
宮崎市大島町南窪869番地９、登記記録上の住所宮崎市大島町南窪901番地
債務者　有限会社増田工業
代表者代表取締役　増田　安幸
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４４号
宮城県東松島市矢本字南浦61番地２　奥田住宅３号、前住所宮城県東松島市根古字朴木沢６番地４
債務者　佐々木憲一
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
宮城県東松島市小松字上砂利田90番地２
債務者　制野たきこ
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成28年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
奈良県五條市五條２丁目８番16号
債務者　杉中　美和
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海　伸晃
4　破産債権の届出期間　平成28年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第３９８号
岡山市北区津高88番地１
債務者　中本　恵美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成28年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１４号
福岡県久留米市六ツ門町17番地15　シャルマンハイツ古賀703号、前住所福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
債務者　木下　正中
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　破産債権の届出期間　平成28年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部